

瀬戸市告示第26号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
シティプロ モーション 課	イベントにおける作製体 験等で使用する材料実費 等の収納	シティプ ロモーシ ョン課長 の職にあ る出納員			
行政課	公文書の開示に係る写し の作成費用の収納	行政課長 の職にあ る出納員	行政課	公文書の開示に係る写し の作成費用の収納	行政課長 の職にあ る出納員
<省略>			<省略>		
都市計画課	1から6まで <省略> 7 <u>コミュニティバス乗 車回数券販売代金の収 納</u>	<省略>	都市計画課	1から6まで <省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
下水道課	1から3まで <省略> 4 指定工事店の指定及 び指定更新に係る手数 料の収納	<省略>	下水道課	1から3まで <省略> 4 指定工事店の指定及 び指定更新並びに責任 <u>技術者の登録及び登録</u>	<省略>

					更新に係る手数料の収納
<省略>			<省略>		
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
シティプロ モーション 課	イベントにおける作製体 験等で使用する材料実費 等の収納	シティプ ロモーシ ョン課に 属する出 納補助員			
ものづくり 商業振興課	ノベルティ・こども創造 館における創作体験等で 使用する材料実費等の収 納	ものづく り商業振 興課に属 する出納 補助員	ものづくり 商業振興課	ノベルティ・こども創造 館における創作体験等で 使用する材料実費等の収 納	ものづく り商業振 興課に属 する出納 補助員
<省略>			<省略>		